

# 介護支援専門員の 資格管理について

茨城県福祉部長寿福祉課  
介護基盤整備担当

# 介護支援専門員の資格について

介護支援専門員として業務に従事するためには、介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付を受けている必要があります。

介護支援専門員として継続して従事するためには、有効期間満了までに更新に必要な研修を受講、修了したうえで、専門員証の更新申請手続きを行い、有効期間の更新をする必要があります。

介護支援専門員証の更新手続きを行わず、有効期間満了後に介護支援専門員の業務に従事した場合は、介護保険法第69条の39第3項の規定により、**介護支援専門員の登録が削除（取り消し）**となる場合があります。

介護支援専門員として雇用する場合には、資格確認として必ず「**介護支援専門員証**」（有効期間記載、写真付き）の提示を求め、**有効期間を確認**するとともに、携行するよう指導してください。

## ➤登録のみ受けている介護支援専門員

介護支援専門員として業務に従事するためには、登録とは別に介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。登録から5年間は随時交付可能なため、介護支援専門員証の交付申請を行うよう指導してください。

## ➤他の都道府県で登録されている介護支援専門員

他の都道府県登録であっても、茨城県内の事業所で業務に従事することが可能です。なお、茨城県内の事業所に配置されている場合は、茨城県へ登録を移転することができます。

## ➤主任介護支援専門員

主任介護支援専門員も5年更新制となっており、主任介護支援専門員更新研修を受講して、更新する必要があります。

# 介護支援専門員証の有効期間の管理の徹底について

○介護支援専門員証の有効期間

→ **5年間**

○更新するためには・・・

必要な研修の受講・修了

+

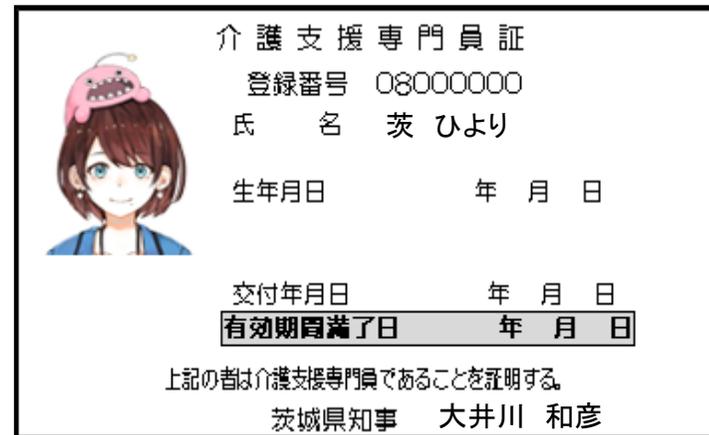
更新の手続き

※必要な研修の修了だけでは更新をしたことにはなりません

○介護支援専門員証の交付を受けずに（有効期限切れ含む）ケアマネ業務を行い、情状が特に重い場合・・・

→本人：登録消除・5年間登録不可

→事業所：報酬減算（人員基準欠如等の場合）



# 登録の消除について①

## • 介護保険法第69条の39（登録の消除）

- 1 都道府県知事は～（中略）～当該登録を消除しなければならない。
  - 一 第69条の2第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至った場合  
（①成年被後見人又は被補佐人、②拘禁刑以上の刑、③介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律の規定による罰金の刑）
  - 二 不正の手段により第69条の2第1項の登録を受けた場合
  - 三 不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた場合
  - 四 前条第3項の規定による業務の禁止の処分に違反した場合
  
- 2 都道府県知事は～（中略）～当該登録を消除することができる。
  - 一 第69条の34から第69条の37までの規定に違反した場合  
（①介護支援専門員の義務、②名義貸しの禁止等、③信用失墜行為の禁止、④秘密保持義務）
  - 二 前条1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
  - 三 前条第2項の規定による指示又は命令に違反し、情状が重い場合

## 登録の消除について②

### ・介護保険法第69条の39（登録の消除）

3 第69条の2第1項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。

- 一 第69条の2第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至った場合  
（①成年被後見人又は被補佐人，②拘禁刑以上の刑，③介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律の規定による罰金の刑）
- 二 不正の手段により第69条の2第1項の登録を受けた場合
- 三 介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合

# 介護支援専門員(ケアマネ)の登録・専門員証の 交付に関する手続き 県ホームページ掲載画面

## 介護支援専門員

- [介護支援専門員\(ケアマネジャー\)とは](#)
- [介護支援専門員\(ケアマネ\)の登録・専門員証の交付に関する手続き](#)
- [介護支援専門員の研修・試験情報](#)
- [主任介護支援専門員の資格取得・更新](#)
- [介護支援専門員に関するチャットボットについて](#)

介護支援専門員に関するよくあるご質問については、「[介護保険事業所・介護支援専門員チャットボット](#)」でもお問い合わせいただけます。

24時間いつでも自動応答で質問にお答えしますので、ぜひご利用ください。

↓この画像をクリック(タップ)してご利用いただけます。



### → 介護保険

→ [介護保険制度について](#)

→ [介護保険に関する新着情報](#)

→ [事業者関係通知等](#)

→ [事業者届出関係](#)

→ [介護支援専門員](#)

+ もっと見る



# お問い合わせに関する県からのお願い

介護支援専門員に関するお問い合わせは、可能な限りメールによりお願いいたします。

## 【あて先】

介護支援専門員担当 あて

## 【メールアドレス】

chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp